

平成二十年一月十一日受領
答弁第三五一号

内閣衆質一六八第三五一号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の公私分別についての認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の公私分別についての認識に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

記憶力とは、一般に、物事を忘れずに覚えている能力を意味するものと承知している。外務省としては、記憶力は、外務省職員に求められる資質や能力の一つであると考えているが、求められる水準について一概に述べることは困難である。

三及び五から七までについて

お尋ねのあった事項については、記録は作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書（平成十九年十二月十八日内閣衆質一六八第三〇八号）一について等で繰り返し述べたとおりである。御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については、大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしてきている。確認の記録を作成しなければならないとする法令上の根拠はなく、外務省として、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁してきていることは先の答弁書（平成十九年十一月二十七日内閣衆質一六八第二四二号）一から四までについて述べたとおりである。

八から十までについて

御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることが困難であることは先の答弁書（平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九五号）四について等で述べたとおりである。出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているというのではなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていないことは先の答弁書（平成十九年十二月十八日内閣衆質一六八第三〇八号）二及び三について等で繰り返し述べたとおりである。